

議案第67号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護保険事業の健全な運営を図るため、保険料率の改定を行う等の必要があるによる。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「27,702円」を「29,173円」に改め、同条第2号中「45,016円」を「47,406円」に改め、同条第3号中「51,942円」を「54,700円」に改め、同条第4号中「62,330円」を「65,640円」に改め、同条第5号中「69,256円」を「72,933円」に改め、同条第6号中「76,182円」を「80,226円」に改め、同号ア中「合計所得金額（）」を削り、「をいい、その額が零を下回る場合には、零」を「（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額）」に改め、同条第7号中「90,033円」を「94,813円」に改め、同条第8号中「110,810円」を「116,693円」に改め、同条第9号中「124,661円」を「131,279円」に改め、同条第10号中「138,512円」を「145,866円」に改め、同条第11号中「152,363円」を「160,453円」に改め、同条第12号中「166,214円」を「175,039円」に改め、同条第13号中「173,140円」を「182,333円」に改める。

第12条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」及び「及び所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額」を削り、「及び所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額」を「（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条

第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)若しくは合計所得金額から所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額」に改める。

第21条第3項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第9条及び第12条第1項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第9条及び第12条第1項の規定に基づき平成30年7月2日以前に納期が到来する保険料の額を算定する場合は、第12条第1項中「合計所得金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)若しくは合計所得金額から所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額」とあるのは「合計所得金額」とする。